



「みんな住マイル」改修補助金

市民の住環境の向上と定住促進を図るため、市内の施工業者が行う住宅のリフォーム工事に対して補助金を交付します。

受付期間

4月7日(月)～5月16日(金)

※予算に達し次第、受付終了

補助対象者

- ・対象住宅の所有者またはその配偶者か、所有者の2親等以内の親族
- ・対象住宅に居住している、または居住することが確定している
- ・市に住民登録をしている、または住民登録をすることが確実と見込まれる
- ・申請者とその世帯員全員に市税の滞納がない

補助対象事業

- ・築1年以上経過した個人住宅のリフォーム工事
- ・補助金の交付申請後に市内施工業者と契約をする
- ・補助対象経費が50万円以上
- ・令和8年2月27日(金)までに完了し、実績報告できる
- ・市の他の補助金の対象となっていない

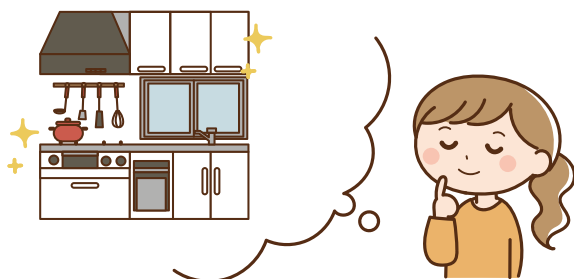
補助額

- ・子育て世帯（中学生以下の子どもか妊婦のいる世帯）：15万円
- ・一般世帯：10万円

(加算要件)

- ・住宅所在地が居住誘導区域内の場合は、2万円を加算する
- ・階段昇降機またはホームエレベーターを新たに設置する場合は、10万円を加算する

※居住誘導区域：南魚沼市立地適正化計画で居住の誘導を図る区域。詳しくは、市ウェブサイトをご確認ください



必要書類

- ・交付申請書
- ・見積書（明細形式のもの）
- ・現況写真（住宅全景と工事個所の着手前）
- ・通帳の写し（口座番号、口座名義人（カタカナ）のわかる面）
- ・市税納税証明書（税務課が発行したもの）

(該当者のみ)

- ・母子手帳（妊娠している人が世帯員におり、他に中学生以下の子どもがいない場合）
- ・居住確約書（工事後に対象住宅に転居する場合）

補助金交付決定予定日

4月中の申請：5月15日(木)

5月中の申請：5月30日(金)

注意事項

- ・令和6年度にこの補助金を受けた人や住宅は対象外（ただし、階段昇降機またはホームエレベーターを新たに設置する場合は、加算分の10万円を補助額として申請できます）
- ・交付申請日より前に着手している工事は補助金の対象外
- ・交付決定前に施工業者と契約し工事に着手する場合は、交付申請書に記載の事項について誓約が必要
- ・併用住宅は住宅部分の工事のみが補助対象であり、申請時に必ず専用住宅部分の面積割合の記入が必要

確実な工事実施をお願いします

交付決定後に工事を中止し、交付を辞退する事例が多くあります。これにより、必要とする人に補助金が適切に交付されません。申請の際は工事内容をよく検討し、工事を実施することが確実である場合に申請してください。辞退理由によっては、次回以降の申請受付ができなくなる場合があります。